

・東日本大震災における被災者救済等に関する意見書（案）

本年3月11日14時46分頃に発生した、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という、これまで国内で観測されたことのない大規模な地震（平成23年東北地方太平洋沖地震）と、その直後に襲った20メートルを超す大津波により、東北地方の太平洋側を中心に東日本の広域にわたり甚大な被害がもたらされました。

さらに、この地震と津波により福島県にある東京電力株式会社福島原子力発電所の施設が損壊したことから、周辺地域を始めとした多くの住民の方が、被災の痛みを癒す間もなく放射性物質という新たな脅威にさらされ、余儀なく住み慣れた土地から離れざるを得ない、あるいは自宅や被災地にとどまりながらも想像も及ばないほどの不安と極めて不自由な日々を強いられる状況となっています。

現在、官民を挙げて被災者救済及び被災地復旧の支援活動が行われていますが、被災地の状況や原子力発電所の事故における事態の推移からは、今後の避難生活の長期化や避難対象区域の拡大による避難者の増加などが想定されるところであり、日本全体が一つになってこの苦しみと悲しみを乗り越えることが必要です。

よって、港区議会は、政府に対し、東日本大震災の被災者救済及び被災地復旧・復興並びに原子力発電所の事故に関し、次の事項を速やかに講じるよう強く求めるものです。

- 1 被災者救済及び被災地復旧・復興に関する特別立法の制定や財政支援措置などの積極的な措置を講じること。
- 2 被災者の生活再建支援対策を迅速かつ継続的に行うこと。
- 3 被災地におけるすべてのライフラインの速やかな復旧・復興に万全の措置を講じること。
- 4 原子力発電所の事故については、正確かつ迅速な情報公開を行い、すべての国民及び国際社会の不安解消に最善を尽くすこと。
- 5 国内全ての原子力発電所の安全点検を直ちに実施し、少しでも危険性のある施設については、発電の停止を電力会社に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年　月　日

議長名

内閣総理大臣 あて